

26 学校運営規則

第1章 総則

第1条 デュッセルドルフ日本人学校（以下、本校という）は、日本国政府の施策に沿い、デュッセルドルフ及びその近隣に在留する邦人の意志に基づいて設置された在外教育施設でノルトライン・ヴェストファーレン州政府より私立学校の「補充校」として認可された公益法人の私立学校である。

- 1 学校設置者：公益法人 デュッセルドルフ日本国際学校
- 2 学校運営主体：デュッセルドルフ日本人学校理事会（以下、学校理事会という）

第2条 本校は日本国文部科学省に定める学習指導要領に基づいて教育を施すことを目的とする。

第3条 小学部及び中学部を設置し、それぞれの修業年限を6年及び3年とする。

第4条 小学部及び中学部の入学定員は特に定めない。ただし状況により入学を制限することもある。

第2章 組織

第5条 校長ならびに教頭は日本国文部科学大臣により本校校長及び教頭を委嘱された者がこれにあたる。

第6条 本校の事務局長は学校理事会で任命された者がこれにあたる。

第7条 本校の職員は日本国政府より派遣された教員及び現地採用教員と事務職員とする。

第8条 教職員の職務は日本国学校教育法、その他関係法令、規則及びノルトライン・ヴェストファーレン州及びデュッセルドルフ市教育関係法規の定めるところによる。

第9条 現地採用教員と事務部職員（含現業職員）はドイツ公的年金支給開始年齢になる日の前月末日を持って定年とする。

第10条 教育職員には校長、教頭その他、次の分掌を置く。

- 1 教務主任
- 2 学年主任

第11条 本校事務局には事務局長の下に次の分掌をおく。

- 1 事務長（事務局長が兼任することもある。）
- 2 事務主任
- 3 管理主任

第3章 教育課程

第12条 本校の教育は、日本国文部科学省の示す教育内容に基づき、海外子女教育関係諸機関との緊密な連絡のもとに行う。

第13条 本校の教科は国語、社会、算数（数学）、理科、生活、音楽、図画工作（美術）、家庭（技術家庭）、体育（保健体育）、英語、英会話、英語活動、ドイツ語とする。

第14条 教育課程は前条に掲げる教科のほか、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、英会話を含めて編成する。

第15条 年間授業日数はおおむね200日とする。

第4章 学年、学期及び授業を行わない日

第16条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。なお、学年は3学期制とする。

第17条 授業を行わない日は次のとおりとする。ただし必要がある場合は授業を行うことがある。

- 1 日曜日・土曜日
- 2 デュッセルドルフ市より毎年通告される祝祭日
- 3 本校の定める休業日
- 4 春季・夏季・秋季・冬季休業日（NRW州の学校指定休業日を勘案し休業日を決定する。）

第18条 臨時に授業を行わない日は次のとおりとする。

- 1 デュッセルドルフ市が特別な事情のもとに休校の指令を出した日
- 2 校長が必要と認め休校と定めた日

第5章 入学、編入学、休学、退学

第19条 入学を希望する者は、入学願書（所定用紙）を提出し、学校理事会理事長の許可を得なければならない。編入学については必要書類を提出しなければならない。ただし中学部3年生の場合、現地校、インターナショナル校等日本の教育制度でない学校からの編入学は、その年の2学期始業日以前であることを条件とする。

第20条 保護者は児童生徒の教育について学校と常に協力しなければならない。

第21条 保護者は、保護者及び児童生徒の身分または住所に変更のあったときは、すみやかに学校へ届けなければならない。

第22条 児童生徒が、病気、その他の原因で引き続き3ヶ月以上就学することができない場合は、保護者は休学願書に診断書または、その他の資料を添えて願出しなければならない。

第23条 休学を許可された者は休学期間満了の翌日から原級に復帰させる。ただし、休学期間であっても、その理由が消滅したときは休学を解除する。

第24条 退学しようとする者は、あらかじめその旨を届け出て、所定の手続きをとらなければならない。

第25条 他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるときは、保護者に対してその子弟の出席停止を命ずることがある。

第6章 評価、課程の修了及び卒業、入学金と授業料

第26条 学年の成績は児童生徒の平素の成績を評価して定める。

第27条 学年の課程の修了は、学年の出席状況と成績によって認定する。

第28条 最終学年の課程を終えた者に、全課程を修了したものと認定し、卒業証書を授与する。

第29条 評価に関する規定は別に定める。

第30条 入学を許可された者は学校理事会で定める入学金を納入しなければならない。

第31条 学校理事会で定める授業料は4月、7月、10月、1月に納入しなければならない。

第7章 賞罰

第32条 児童生徒にして他の模範とするに足りると認められた者は、これを表彰する。

第33条 児童生徒が本校の規則及び児童生徒の心得等に違反し、または学校教育の主旨に反する行為のあったときは懲戒することがある。

付則

1 この規則は平成元年（1989年）4月1日から施行する。

2 この規則は学校理事会の審議を経て改正することができる。

教育課程の修了、及び帰国生徒の卒業認定等

1 各学年の修了認定

学習指導要領による年間35週以上の教育課程を修めた者は、当該学年の修了を認める。ただし、病気等による長期欠席者については、その事情を勘案して修了資格の有無を認定する。

2 帰国生徒の卒業認定（中学部）

卒業学年の帰国生徒が第3学期に本校に在籍、且つ出席し、前校歴を含め年間30週以上の教育課程を修了している者については、3月1日以降の在籍をもって卒業証書を授与する。

デュッセルドルフ日本人学校運営組織図

